

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施その他必要な措置を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に共通する事務</p> <p>① 予防接種予診票の発送</p> <p>② 予防接種履歴の作成及びデータ管理</p> <p>③ 予防接種予診票の再発行</p> <p>④ 予防接種依頼書の発行</p> <p>⑤ 予防接種実施報告書の送付</p> <p>⑥ 予防接種英文証明書の発行</p> <p>⑦ 予防接種勧奨はがきの送付</p> <p>⑧ 健康被害の救済</p> <p>⑨ 国及び東京都等への事業報告</p> <p>⑩ 集団接種の実施に関する本人確認及び接種データ照合に係る事務</p> <p>(2) 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)に基づく事務</p> <p>① 定期予防接種を受けたことが原因により疾病、障害または死亡した場合において行う給付に係る事務</p> <p>② ①の給付の届出の受理、審査又は届出に対して応答するための事務</p> <p>③ 予防接種を受けた際に実費を徴収する際に実費徴収可費を判断するための事務</p>
③システムの名称	<p>1. 健康管理システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 予防接種ファイル</p> <p>2. 予防接種予診票ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表の14及び126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。)</p> <p>(省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>25、26、27、28、29及び153、154の項</p> <p>(省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>25、26及び153の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には本人からのマイナンバー取得の徹底を行う。また、個人情報の取扱いに関して、手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際などには、再発防止策等の周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康課長 江沢 秀也	健康課長 倉片 久美子	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17、18及び19の項	番号法第19条第7号及び別表第2	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	健康課長 倉片 久美子	健康課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教	事後	
令和3年2月25日	I-1-②事務の概要	1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)及び予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)に基	1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)及び新型	事前	
令和3年2月25日	I-1-②事務の概要	2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	事後	
令和3年2月25日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の10の項	番号法第19条及び別表第1の10及び93の2の項	事後	
令和3年2月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第7号及び別表第2	事後	
令和3年2月25日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月25日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年12月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和5年9月8日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和8年3月31日	I-3 法令上の根拠	番号法第19条及び別表第1の10及び93の2の項	番号法第9条及び別表の14及び126の項	事後	
令和8年3月31日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19及び115の2の項	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	事後	
令和8年3月31日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年3月31日	IV-8 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ	事後	
令和8年3月31日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年3月31日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和8年3月31日	IV-11 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、	事後	
令和8年3月31日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号	事後	
令和8年3月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号	事後	